

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N552**  
2017・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 警視庁機動隊員による沖縄・高江での住民弾圧に私の税金を使うな…………… 高木一彦  
辺野古最高裁判決の問題点…………… 新垣 勉  
少年法の適用年齢引き下げの問題点について…………… 田畑智砂  
給費制廃止違憲東京訴訟・原告本人尋問のご報告…………… 宇部雄介  
一貸与制下での修習生活  
「地下室マンション」の建築確認を取消した東京地裁平成28年11月29日判決…………… 呉東正彦

**【新春特別企画】座談会 安倍明文改憲を阻止する**

〈第2回〉自民党改憲草案の問題点と現行憲法の活用について語る…………… 憲法委員会

**シリーズ 憲法審査会審議批判①**

改憲派議員の正体を探る…………… 菊地智史



冬景色・弘前城

# 警視庁機動隊員による沖縄・高江での 住民弾圧に私の税金を使うな

東京 高木 一彦

**青**

法協の事務局から、原稿依頼が来た。まもなく六五歳となり、年金も出るから法律事務所は閉じよう(残務整理のため弁護士登録は後一〜二年続けざるをえないが)と考えていたころなので、「青年法律家」は如何にも面映ゆい。弁護士になって以降、ほとんど青法協の活動に参加したことはないが、同期の弁護士である女房がいつの間にか青法協の会費を払わなくなったのに比べると、私はこの三八年間一度の滞納もしていない。司法研修所の松戸寮で、夜な夜な同じクラスの修習生の部屋を訪ね、青法協への加入を呼びかけた、あの頃の自分が蘇る。

自分では、何も変わっていないつもりだが、やはり遙々遠くへ来たのだろうか。

**突**

然思い立って、沖縄の闘いに連帯する活動を、住まいと事務所のある武蔵野市で取り組んできた。二〇一五年九月には、武蔵野市議会で辺野古新基地建設強行に反対する陳情を一八七七で採択してもらい、二〇一六年九月には、高江ヘリパッド建設強行に反対する意見書を二五〇一〇で採択してもらった。これらは、新聞などでも取り上げられ、沖縄の闘いを励ますことができた。と自負している。何故こういことができたのかについて、色々言いたいこともあるが、今回は割愛せざるをえない。

そんな中で、東京で辺野古新基地建設反対運動を進めている人たちと知り合うことになり、二〇一六年七月以来、高江のヘリパッド建設現場に、東京・千葉・神奈川・愛知・大阪・福岡六都府県の機動隊員五〇〇名以上が派遣され、暴虐の限りを尽くして、ヘリパッド建設が着々と進められていることについて、「何とかできないか」との相談があった。

紆余曲折を経て、地方自治法二四二条の住民監査請求を申し立てることにした。ご承知のように、これは地方自治体の長ないし職員が行う違法・不当な公金の支出について、住民が、監査委員に是正の措置を取るよう申し立てるものであり、住民自治の重要な手段の一つとされている。

今回最低一四〇人と言われている高江派遣の警視庁機動隊員の俸給は警視庁が引き続き負担している(自治体の一般職員が他に派遣される場合には、給与は派遣先が負担する。警察だけのこの特殊なルールは、躊躇無く迅速に派遣要請を可能にするためとされている)。従って、派遣決定が違法であれば、その派遣された機動隊員の給与支払いが違法な公金支出だという論理だが、東京都の常勤監査委員は、警視庁の生活安全局長だった人物であり、他の四人のうちの二人は自民党と公明党の現職の都議会議員だ。よもや申立てが認容されるとは考えていなかったが、手続の中で必ず行わ

れなければならぬ請求人の意見陳述を、大勢の参加やマスコミの取材で、首都東京で沖繩・高江での機動隊の暴虐を告発する一大イベントにできるとは考えていた。

と

ところが、約一か月後の監査委員からの通知は、「仮に派遣決定が違法であったとしても、派遣したから俸給が支払われたわけではない。派遣は支出の直接の原因ではないから、本申し立ては要件を欠いており、監査を実施しない」という、門前払い却下であった。

その後の調査で、東京都のここ八年間の申し立ての内の九一・二%が、実質審理を何もせずに門前払い却下とされていることが分かった。現在までのところ、こういう乱暴な監査は東京だけの現象のようだ。

東京での監査請求を受けて、派遣している五府県それぞれから監査請求が申し立てられていたが、福岡では、いったん意見陳述の期日まで決められたにもかかわらず、東京の決定を受けて、その期日指定を取り消し、却下されたことが伝えられた。

このまま引つ込むわけにはいかない。監査請求の時は、六七人の弁護士が代理人に就任し、三二四人の東京都民が請求人となったが、通知送達後三〇日の提訴期間の中で、再度弁護士に代理人就任のお願いをし、その上で再度訴訟委任状を集め

た。何人も新たに原告になりたいという申し出があったが、監査請求をした者しか原告になれませんとお断りした。弁護士六一名が代理人に名を連ね、常任弁護団に六人が名乗り出て下さった。

原告は一八三名となった。二月二〇日の訴状提出には、横断幕を持ち、堂々の行進をして裁判所入りした。この結果、係属部の書記官が、随分気を使ってくれ、一〇三号法廷という傍聴席一〇〇席を超える大法廷を用意してくれた。

個人と個人が沖繩への思いと志だけでつながっている運動だが、裁判所の「期待」に応え、三月八日午前二時半からの第一回期日は、一〇三号法廷をいっぱいにして、この闘いを大きく広げたいと強く思う。

高

江のヘリパッド建設は、オスプレイの墜落からも明らかなように、近隣住民の生存を根底から破壊する違法なものである。その建設

は、住民たちの抵抗を機動隊の暴力で排除して初めて強行しえたものである。東京都民の生命と安全を守るための警視庁機動隊が、一四〇人以上五か月以上も派遣されるといことが自治体警察をその本旨とする警察法六〇条を潜脱するものであり、沖繩県公安委員会が派遣要請をする前に警察庁（政府）が各県警に準備を命じていることの違法性も明らかである。住民訴訟の判例は、先行する原因行為の違法性が重大であれば、直接の原因でなくともその支出は違法となるとしている。

どこまで今回の派遣の違法性を深く、強く主張立証ができるかに裁判の帰趨がかかっている。沖繩を軍事要塞として差し出すことで作り出された「平和国家日本」という欺瞞を、沖繩県民の闘いを先頭にして打ち破っていくことで、日本を筋の通った国に再生させなければならない。どうか、多くのおみなさまのお力添えを心からお願います。

宇都宮で会いましょう

青法協弁学合同部会は、後期の要領で第四回拡大常任委員会を行います。ふるってご参加下さい。  
■日時 二〇一七年三月三日(金) 一三時～四日(土) 正午 ■場所 宇都宮市内  
■地元企画 ①「今市事件」報告 二木 明 弁護士 ②オプショナルツアー「足尾銅山」  
※詳細につきましては事務局にお問い合わせ下さい。

# 辺野古最高裁判決の問題点

沖繩 新垣 勉

二〇一六年二月二〇日、辺野古沿岸海域の埋立承認取消処分事件で、沖縄県敗訴の最高裁判決が出た。これを受けて同月二六日、翁長知事は取消処分を取消した。この事件は、米軍基地建設という国策をめぐる国と沖縄県が真正面から激しく対立し、訴訟となっていただけに、最高裁判決の行方は全国から大きな注目を浴びていた。

## 1 判決の判断枠組み

最高裁は、上告受理申立理由のうち五点を受理・判断した。受理した争点は、取消要件・要件該当性判断の対象と判断時点、公水法四条一項一号要件該当性、二号要件該当性、地自法二四五条の七第一項の「是正の指示」要件、地自法二五一条の七「相当期間」「不作為の違法」の解釈であった。

最高裁判決は一点を除いて、福岡高裁那覇支部判決の判断枠組みを基本的に踏襲した。判決が高裁判決の誤りを是正した点は、高裁判決が取消処分は原処分に「違法」がある場合に限られると判断したのに対し、原処分が「違法」な場合だけでなく「不当」の場合にも取消することができる明示した点である。この是正は、従来の最高裁判決の流れに沿うものであり正当である。

判決の骨子を要約すると、次のとおりである。

① 原処分を取消することができるのは、原処分に「違法・不当」が認められるとき。

② 「違法・不当」があるか否かは、原処分時の事情を踏まえて原処分につき判断。

③ 仲井真前知事は埋立要件適合性判断を行う裁量権を有していた。

④ 埋立承認は裁量判断の範囲内であり、「違

法・不当」とは認められない。

⑤ ゆえに、翁長知事は埋立承認に「違法・不当」があることを理由にこれを取消することができない。

この判断枠組みの特徴は、一旦行われた行政処分を取消する場合の法的要件を「原処分に違法・不当が認められるとき」と明確にし、前知事の「埋立承認」判断に「違法・不当」があるか否かに的を絞って判断した点にある。

## 2 最高裁判決の意味

判決で注目される点が三つある。

一つは、埋立承認が「不当」とは認められないと判断した点である。判決は一号要件について、「当該埋立てや埋立地の用途が当該公有水面の利用方

法として最も適正かつ合理的なものであることと求められるものではないと解される」(二頁)と判示している。これは一号の「国土利用上適正かつ合理的なること」が、裁量的な一定の政策判断を認める趣旨と解釈しているものと思われる。そのため、埋立承認判断は裁量の範囲内で法的に許された政策判断の一つであったこととなる。

二つは、判決が埋立承認に「違法・不当」があったか否かだけを判断し、「取消権制限法理」につき判断をしなかった点である。国は一連の訴訟の中で、最高裁一九六八年判決(農地買収・売渡計画取消処分事件)を引用して、原処分が「違法」であることに加えて、「処分を取消することによって生ずる不利益と取消しないことによる不利益とを比較考量し、当該処分を放置することが公共の福祉に照らし著しく不当である」ときに、初めて取消しが認められると主張していた。前記「違法・不当」を第一要件だとすると、これは取消しが適法となるための第二要件の主張である。

高裁判決は国の同主張を受けて、「念のため」と付言した上で、第二要件についても判断を行っていた。同判断の中で、取り消すべき公益上の必要について「自然海浜を保護する必要等があげられるが、他方、既に説示したとおり、本件埋立事業を行う必要性自体は肯定できるので、前者が後者に程度において勝ったというにすぎず、その取り

消すべき公益上の必要性は減殺される」とし、取消すことによる不利益として、日米関係の信頼関係の破壊、国際社会からの信頼喪失、本件埋立事業に費やした経費、第三者(民間工事関係契約者)への影響を挙げて、「本件においては、そもそも取り消すべき公益上の必要が取り消すことによる不利益に比べて明らかに優越している」とまでは認められない」と踏み込んだ判断をしていた(判決一六九―一七六頁)。

ところが、今回の最高裁はこの点に関する沖縄県の受理申立理由を受理しなかった。これは最高裁が、本件においては、翁長知事の判断が取消要件たる第一要件を充足しているか否かを判断するだけで足り、第二要件の有無まで判断する必要がないとの判断を示したものと解されるものである。最高裁が第二要件については全く判断を行わなかったことは重要である。なぜなら、第二要件は「取消」の場合だけでなく、「撤回」を行う場合の要件をも構成すると解されるからである。

三つは、最高裁が、福岡高裁が踏み込んで判断した事実判断につき判断をせず、単に仲井真前知事が判断の前提とした「埋立て場所及びその規模」につき、適正かつ合理的と認められる点だけを指摘し、同前提事実につき、事実の基礎を欠いたり、社会通念に反するものとは認められないという抑制的判断に留めた点である。

高裁判決は「国防・外交に係る事項」についても、公有水面の埋め立ての必要性・公共性という側面から知事が判断すると解した上で、「国の説明する国防・外交上の必要性については、具体的な点において不合理であると認められない限りは、そのような必要性があることを前提として判断すべきである」とし、実質的に国の判断を優先させていた。この論理は、実質的に法定受託事務における国と地方公共団体との対等性を否定するものであり、大きな問題を持つものであった。高裁判決は、さらに踏み込んで国の主張する海兵隊を沖縄に存続させることの必要性、普天間基地の危険性を除去するためには、辺野古沿岸部に新基地を建設する外ない(唯一の選択肢)とまで判断し、県の主張を退けていた。

最高裁が、高裁判決のこれらの判断を追認しなかった点は重要である。

### 3 最高裁判決の射程

以上のように、最高裁判決は埋立承認に「違法・不当」がなかったと判断しただけで、埋立承認が今後とも維持されるべき判断であるか否かについては触れなかった。

県民の関心は専ら、埋立承認を今後維持することが沖縄の公益を害することになり、埋立承認を

維持すべきではないのではないかという点に向けられている。この点については、判断は持ち越され

たといえよう。今後も、県民の民意を基盤に、新  
基地建設をめぐる攻防が政治的にも法的にも続く

ことになる。

# 少年法の適用年齢引き下げの問題点について

東京 田畑 智砂

1 二〇一六年二月二〇日、法務省の「若

年者に対する刑事法制の在り方に関する勉

強会」が取りまとめ報告書（以下、「報告書」とい  
う）を発表した。これを踏まえて二〇一七年二月  
九日、「少年法の適用年齢引き下げの是非を含め  
た若年層に対する刑事法制の在り方」について法  
務大臣が法制審議会に調査審議を諮問した。

年齢引き下げ議論の発端は、選挙権年齢を一八  
歳に引き下げた「公職選挙法等の一部を改正する  
法律」附則第二条が、「国は、国民投票の投票権  
を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が  
満一八年以上とされたことを踏まえ……民法、少  
年法その他の法令の規定について検討を加え、必

要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定し  
ていることにある。民法の成年年齢については、  
二〇〇九年一〇月に、法制審議会が「国民投票年

齢が一八歳と定められたことに伴い、選挙権年  
齢が一八歳に引き下げられることになるのであれば、  
一八歳、一九歳が政治に参加しているという意識  
と責任感をもって実感できるようにするために  
も、取引の場面など私法の領域においても自己の  
判断と責任において自立した活動をすることがで  
きるよう、民法の成年年齢を一八歳に引き下げる  
のが適当である」と答申しており、現在、成年年  
齢を一八歳に引き下げることに向けた具体的な準  
備が進められている。

2

しかしながら、法律の適用対象年齢は、  
制度趣旨や目的に照らして各法律ごとに個

別に検討されるべきものであり、選挙権年齢に必  
ずしも連動すべきものではないことは言うまでも  
ない。選挙権年齢の引き下げ目的は、若者の政治  
参加を促進し、若者の意見を政治に反映させるこ  
とであると言われている。「報告書」の引き下げ賛  
成意見の中には、「大人として取り扱われること  
となる年齢は、一致する方が国民にとつて分かり  
やすく、一八歳に達した者に対して大人としての  
自覚を促す上でも適切であって、公職選挙法の選  
挙権年齢及び民法の成年年齢を一八歳に引き下げ  
る趣旨とも整合する」「民法の成年年齢が一八歳に

引き下げられた場合には、一八歳以上の者は成人者となり、生活全般にわたって親の親権に服さず、取引に関する行為能力も認められることとなる。そのような成年者を、典型的に保護主義（パターナリズム）に基づく保護処分の対象とするとは、過剰な介入である」とあるが、これらの意見は、少年法の理念を全く理解していない主張であると云わざるを得ない。

### 3

少年法は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的」としている（少年法第一条）。全件が家庭裁判所に送致され、少年の生活環境や非行原因について詳細な調査が行われるのも、少年に対して刑罰による社会的責任の追及ではなく保護処分による教育的処遇が行われるのも、少年が未だ人格の発展途上にあり、精神的にも未熟であって、可塑性が認められる点にある。非行を犯した少年には虐待や不適切養育の成育歴が認められることが多いことはご存知の通りであり、適切な教育の場を与えられていなかった彼らが再非行・再犯防止のために必要なのは、刑罰ではなく、「育ち直し」の機会なのである。刑罰では再非行・再犯は防止できない。「報告書」の反対意見の中には「脳の発達が一〇歳

台半ばまで続くという脳科学の知見を見ても、一八歳、一九歳の者は、未成熟で発達の途上にある可塑性が高い存在であって、罪を犯したことについて成熟した大人と同じように非難し、責任を負わせるべきではなく、また、処遇・教育の効果が特に期待できる存在である」との意見があるが、まさしくその通りである。民法の成年年齢引き下げ議論についてはここでは触れないが、民法のパターナリズムと少年法のパターナリズムも、それぞれ趣が異なるものであることは確かである。

### 4

平成二七（二〇一五）年度版犯罪白書によれば、少年による一般刑法犯は、窃盗罪、遺失物横領罪の順に構成比が高く、これら二罪だけで全体の七三・八%を占めている。これらの二罪の中には万引きや置き引き等、刑事事件となれば起訴猶予や罰金、執行猶予となるような微罪事件が多数含まれているのである。すなわち、これら事件を起こした一八歳、一九歳に少年法が適用されれば、事件をきっかけに「非行の端緒」が認められ適切な処遇に繋がりが得たにもかかわらず、刑事事件として処理されることで適切な時期に適切な処遇を受けられなくなる恐れがあるのである。

また、犯罪被害者からは、少年法適用年齢引き下げ賛成意見として、「責任ある行動がとれると

国によって認定された一八歳、一九歳の者が重大な罪を犯した場合に、少年法が適用されて刑罰が減免されるなどということは許されることではない」との意見があるが、既に二〇〇〇年改正で、一定の重大事件を犯した一六歳以上の少年については原則逆送が定められているのであり（少年法二〇条二項）、この原則逆送の是非はともあれ、引き下げの根拠とはならない。

### 5

さらに、「報告書」では、仮に少年法適用年齢が引き下げられた場合には刑事政策的懸念があるとして、どのような代替措置があり得るのかの検討がなされている。一八歳、一九歳のみならず二〇歳以上の若年層を含めた更生・再犯防止のための措置を検討している点は評価できるものの、現行法で十分に少年の更生・再犯防止に機能している少年法の適用年齢を引き下げってしまうことの問題点はまったく検討されていない。

### 6

以上から、少年法の適用年齢引き下げは、立法事実Ⅱ改正の必要性・相当性を欠いたものと言わざるを得ない。少年法の制度趣旨を顧みない安易な引き下げが行われることがないよう今後の議論の動向にも監視の目を緩めてはならない。

# 給費制廃止違憲東京訴訟・原告本人尋問のご報告

## —貸与制下での修習生活



宮城 宇部 雄介

先日、給費制廃止違憲東京訴訟の原告本人尋問が実施されました。その中で私が証言した貸与制下での修習生活について紹介し、改めて給費制の重要性を確認したいと考えましたので投稿します。

### 1 給費制についての前置きが長くなりますが

司法は、市民の権利行使のために存在しています。ですから国には、将来の司法を担う人材である司法修習生を育てる責任があります。そのために、司法修習生を公務員に準じた地位として扱い、また、修習専念義務が設けられました。そして、国は、司法修習中の生活費と修習の経費をまかなうための給費を支給していました。

給費制は、市民の権利を守り司法を担う法律家を育てるため、司法修習生に修習専念義務を課

したかわりに修習を続けられるようにするために必要不可欠なものだったのです。

### 2 給費制の廃止による弊害

この給費制は、二〇一二年七月に司法修習生になった現行第六五期まで、約六五年間続いていたが、同じ年の一月に司法修習生になった私たちが新第六五期から廃止され、貸与制となりました。新第六五期司法修習生の八七%が貸与制を利用し、約三〇〇万円の借金を背負うことになりました。しかし、この他に、新第六五期司法修習生の半数は、法科大学院時代に平均して約三四〇万円の奨学金を借りています。このように、スタート時点で多額の借金を背負うことにより、若手の法律家は大きな負担を抱えることとなります。

こうした負担等から、近年は法律家になろうと

する人が大幅に減っています。有為な人材が法律家を目指すなくなることは、司法を担う人材を育て市民のための司法を実現する上で大変なマイナスです。

### 3 訴訟提起

私たちは給費を受けることができないうちで修習し、この制度はおかしい、このままにしておけないと感じました。そして、「PAY FOR JUSTICE」のかけ声のもと、訴訟によって給費制廃止による被害を訴え、市民に給費制の意義を伝え、給費制復活の運動を盛り上げたいと決意しました(以上について、詳しくは、<http://kyuhisosyou.com/member/index.html>をご覧ください)。

そうして、全国で原告二一名による訴訟が提

起され、私も、二〇一三年八月に提訴された東京訴訟の原告となりました。

#### 4 貸与制下での修習生活

前置きが長くなりましたが、この新六五期東京訴訟では、二〇一六年二月二十八日と同月三〇日の二日間にわたり、原告本人六名、学者証人一名の尋問が実施されました。

私の尋問は、種田和敏給費制廃止違憲訴訟事務局長に担当していただきました。尋問では、次のようなことを話しました。

(1) 私は、貸与金は月額三万円を借りていましたが、そこから諸事情により二人分の生活費を工面していました。最初にスーツやパソコン購入の消費もありましたし、二人で生活する額として、大幅に余裕があるとまではいえない金額でした(尋問では話しませんでした)。そういえば、裁判所修習中、暗号化機能付きUSBを用意するよう指示され購入しましたが、これは結構高額でした。

扶養家族がいる場合は、一三万円の基本額から増額もできましたが、それは借金が増えるだけなので、切り詰めて生活することを選択しました。

当時、司法修習の一年間で、約三〇〇万円の借金を背負うことについては、やはり大きな負担だと思いました。特に、私が司法修習生になる頃は、就職難、弁護士収入減の問題があったので、

返済できるかどうかの不安がありました。

(2) 次に、修習中の過ごし方について、修習中に指導担当から注意された事柄で記憶に残っていることですが、守秘義務については厳守するように何度も注意されました。

また、裁判所、検察庁からは、一般の方たちから見れば、修習生と職員とは区別がつかないのだから、裁判所、検察庁への信頼が損なわれないように、外での振る舞いに注意すること、君たちは社会人としての責任を自覚しなければならぬ」と言われていました。

そういう注意を受けて、当時は、裁判所や検察庁の職員と同じようにふるまわないといけないと考えていました。拘束時間や守秘義務などの点からしても、学生とはまるで違っていましたので、私なりに社会人としての自覚を持っていましたし、OJTではあるものの、まさに他の裁判所や検察庁の職員と同様に働いているという感覚でした。無給で……。

#### 5 ふりかえって

一年間の司法修習での経験は、法曹になるための基本を身につける大変有益なものでした。夜も集まって勉強会をしたりと、結構ハードでしたが、そのぶん今に確実に活かされていると感じます。そうした意味では、修習専念義務があることは納

得です。修習は片手間で出来るようなものではありませんでした。だからこそ、冒頭述べたとおり、給費制が必要です。みなさんには言うまでもないことですが、法曹の役割は、大変重要なものです。そして、この法曹制度・法曹養成制度を護るということも、私たち法曹全員に課せられた使命なのだと考えるようになりました。

## 「法科大学院は どうなる」

若手弁護士の声」をぜひご活用ください!

「質・量ともに豊かな法曹」を養成するためとして導入された「法科大学院制度を中核とする法曹養成制度」。多大な学費や司法修習の貸与制等の経済問題といった困難を抱えながらも、理想や夢を持って法曹を志す青法協に結集する若手弁護士がいます。

本書は、若手弁護士の実情を広く伝えるとともに現行制度の実情と問題点を指摘しています。世代の垣根を越えて法曹養成問題について語り合う素材としてぜひご活用ください。

※注文は本部事務局まで



花伝社刊 定価1,000円+税  
青法協弁護士学者合同部会 編 渡部容子・永山茂樹・立松彰 編著

# 「地下室マンション」の建築確認を取消した 東京地裁平成28年11月29日判決

神奈川 呉東 正彦

横

浜市金沢区の第一種低層住居専用地域の閑静な住宅地の急斜面地に建設中の、いわゆる実質五階建の「地下室マンション」について、東京地方裁判所民事第三八部平成二八(二〇一六)年一月二十九日判決は、当該敷地は第一種低層住居専用地域で建物の高さ制限が一〇mとされているところ、高さ算定の基礎となる平均地盤面の設定について、確認申請内容による、建物周囲に人為的に残された二m四方の突起状部分を地盤とし、そこと他の建物周囲の同じ高さの部分とを直線で結んだ領域設定をすることは、合理性を欠くから認められず、正しい領域設定によれば、当該建物は一〇mの高さ制限を越えているので、建築基準法五五条一項に違反するとして、民間検査機関による建築確認の一棟分を取り消した。

いわゆる「地下室マンション」は、建築基準法の地下室の容積率緩和規定や、高さ算定のための平均地盤面の規定を使って、高低差のある斜面地を掘込んで、建物をはめ込むことにより、本来の用途地域の容積率や高さよりも、格段に巨大なマンションを建設しようとするものである。かつては第一種低層住居専用地域の住宅の直近の斜面地に一〇階マンション等が出現して、多数の反対運動や裁判が起こされた(私も横須賀市内の一〇階建地下室マンションにつき、横浜地裁平成一七(二〇一五)年二月二三日判決で、建築確認取消判決を

得たことがある)。

そ

の後二〇〇四年頃からその弊害を踏まえて各自治体の条例制定により、地下室マンションの規制がなされるようになったが、横須賀市などは本来の用途地域の建物階数十一階なのに、横浜市、川崎市などは十二階と不徹底で、高さや容積率制限との矛盾を内蔵するため、脱法的な地下室マンション計画とその紛争が集中するようになってきた。

即ち、横浜市の住宅地の大半は、第一種低層住居専用地域で高さ制限が一〇mであり、建築基準法にあるように斜面地でも高さ三mごとの敷地領域を区分して、その領域毎の平均の高さの地盤面から一〇mの建物を作ると、せいぜい四階が限度なのに、なぜ条例の許容する五階建物が建てられることになるのか、そこに三mごとの領域の設定は各ポイントとを直線で結ぶとされていることを利用し、斜面を掘削して最下階の地盤を造成する際、建物の谷側に高さ三m程度の人為的な突起状部分を残して、建物両脇に残された三m高いポイントと突起状部分の上端を直線で結んで、それより低い最下階の地盤面領域を直線のみ領域として無視するという脱法的手法が用いられていたのである。

しかし東京地裁判決はその脱法性を見抜いて、直線で結ぶ原則を修正した全国建築主事会議の統

一見解等を引用しながら、そのような領域設定は合理性を欠くから認められない、ときっぱり否定したのであった。

**本**

件マンションは、元々の二〇〇八年の二棟八〇戸の計画が、二〇一一年二月に二二二戸へ計画変更され、これに対して周辺住民は二〇一二年八月に民事訴訟を提起した。しかし同年一〇月に横浜市が開発変更許可処分を出し、周辺住民はこれと続く開発変更許可処分に対する開発審査会への審査請求と処分取消の行政訴訟を提起した。続いて二〇一三年四月に民間検査機関が建築

確認処分を出し、これと続く建築変更確認処分に対して、周辺住民は建築審査会への審査請求と処分取消の行政訴訟を提起した。このいくつもの不服手続で次々と住民側の請求を棄却する裁判や判決が続く中で、二〇一四年六月に開発工事が、二〇一五年一〇月に建築工事が開始され、やっと二〇一六年二月に東京地裁が、その一棟について画期的な建築確認取消判決を出したのである。しかしこれに対しては双方から控訴がなされ、事業者は工事を停止することなく、続行している。また周辺住民は、同じ東京地裁民事三八部

に、執行停止申立をしたが、残念ながら二〇一七年一月二六日、同部は申立を却下した。このままでは遠くない時期に建物が完成して、完了検査がなされると、控訴審において訴えの利益がなくなつたとされて、この明白な建築基準法違反の事実が是正されないおそれもある。周辺住民としては、東京高裁に舞台が移る各法的手続と、建築基準法違反等を是正すべき特定行政庁たる横浜市への働きかけ等によつて、かけがえない第一種低層住居専用地域の良好な住環境を守る取り組みを、引き続き進めていく予定である。

新春特別企画

安倍明文改憲を阻止する

座談会

【第二回】自民党改憲草案の問題点と

現行憲法の活用について語る



問題の多い自民党改憲草案

山田 では、次に明文改憲をどう阻止し、憲法

をどう生かしていくか、という問題話を話していきたいと思います。二〇一五年、安保法の審議の中で、憲法審査会の審議はとまっています。二

〇一六年一月二六日から再度動き始めました。憲法審査会は、憲法を変えるため、改憲条文を審議する会です。自民党に限らず改憲勢力とし

出席者

- 永山茂樹(東海大学法科大学院教授)
- 大山勇一(五三期・東京)
- 緒方 蘭(新六五期・東京)
- 石井一禎(六八期・東京)
- 岸 朋弘(六八期・東京)
- 司会：山田大輔(六七期・東京)

ては、明文で憲法を変えたいと述べています。実際、自民党は改憲草案を発表しています。自民党が改憲の最大勢力ですので、議論の前提として、自民党が日本をどういう国にしたいかということ、を簡単に確認したいと思います。

**緒方** 自民党改憲草案は、端的に言うくと、立憲主義をないがしろにして、国家にとつて都合のいい国民をつくり、かつ、国民の権利を制限する点に問題があります。

特に、国民の義務が今の日本国憲法では最低限の三つに限っているのに、自民党改憲草案は、非常に多数の義務を国民に課しており、憲法尊重擁護義務まで課している点が、立憲主義のあり方として根本的におかしいと思います。また、緊急事態条項を設けて、立憲主義を一時停止するという記載もあり、非常に危険性があります。なお、自民党改憲草案のQ&Aによると、「公共の福祉」と改憲草案に出てくる「公益及び公の秩序」は同じ



意味であるという記載もあるなど、根本的に憲法をわかっていないのか疑問に感じざるを

得ないような記載も散見されます。

**山田** もう一つの大きな問題は憲法九条です。第2項を大きく変え、交戦権の否認や戦力不保持を削って、自衛権の発動を認めるとしており、さらに、国防軍を設ける旨の規定まで新設しています。私は改憲草案から、日本を海外で戦争する国にどんな変えていこうという考え方が見てとれると感じています。

**山田** 先ほどの(二月掲載)永山先生のご指摘からすれば、安倍自民党、アメリカや財界が憲法を変えていきたいということです。これらの勢力は、どうして憲法を変えていきたいのでしょうか。**緒方** 安倍自民党がどうして憲法を変えたいのかというところは、自民党結党の目的、理念が根底にあると思います。自民党の綱領を見ますと、そこにははっきりと「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」と書かれています。自主憲法の制定が自民党結党以来の悲願となつているので、自民党は占領下でつくられた憲法を変えて自主独立の憲法を制定して、それこそが日本の真の独立だと考えていることが大きくあると思います。また、もちろん財界やアメリカから、もつと海外で自由に武力行使、戦争ができるような国にしてほしいというニーズがあり、それに答えようとしている背景事情もあります。

**石井** まず九条を改正して自衛隊を軍隊、国

防軍という形にする。それで防衛費を増やしたり、軍需産業にもつと進出したいという目的もあるのではないか。



それから個々の国民の権利を、もつと簡単に制約したいということ

と。それは戦争だけではなく、いろいろな政府をはじめとする国の政策に対して、反対をするような人たちがメッセージを出しにくいような社会にすることです。

自民党はどこか戦前に対する回帰思想を持つている人が多く、それは家制度の問題ですね。自民党の改憲案の家制度のところは、現行憲法と比べてかなり後退していて、つまり個人よりも家なのだ。その他、天皇の捉え方についてもかなり後退をしています。明治憲法の所々に日本国憲法で否定された考えを、もう一回自民党の憲法案で明治憲法の考えを持ってきたいというところもあるのかなという感じがしています。

**山田** 先ほど石井さんからあった、権利をより制約しやすくしたいということに関して、主に政治的な発言に関して最近特に介入している側面が

あるのではないのでしょうか。二〇一六年の参議院議員選挙は、高校生の二八歳選挙権が実現しました。このとき、神奈川県で特に投票率が高かった高校に警察が連絡を取って、「何か特別な取組みをしたのですか」という聞き込みをしたことが報道されました。また同じく警察ですが、大分で野党共闘勢力の選挙事務所を盗撮して、誰が出入りしていたかを調べていました。

当然のことですが、警察がある政治団体の事務所に入る人の情報を取っていれば、一般の人からすればそこに入入りすることは調べられるようなことなのかと思うし、ぜひ今回は野党共闘勢力に勝ってもらいたいと思う普通の市民の方も、警察にそういう情報が取られるなら行きづらいと思うだろうと思います。高校に関しても投票率を上げた理由を、警察が何らか捜査する必要性があるのかというと、少なくとも警察の職務に当然ふくまれていないだろうと思いますが、投票率を上げることに対し問題視するような立場でやっているわけですね。

政治参加することは普通のことだし、むしろ尊重されるべきことにもかわらず、そういうことに対して介入していく。それは逆に言えば政治参加をさせないという、警察と自民党をどうリンクさせるかというところで一つ議論はあるかと思いますが、政府の立場はかなり大きくあるだろう

と思います。

そうやって見たときに、表現の自由が自民党改憲案では制約しやすくなっていると思いますので、そういう意味では自民党としては表現の自由をはじめとして、多くの国民の権利を制約したいと考えているのだらうと思います。

ほかに憲法が変えられたら、どういう日本になつてしまうのでしょうか。

大山 憲法が変えられた場合の危険な状況についての一例ですが、日の丸・君が代の強制が挙げられますね。国旗・国歌尊重義務が新憲法で定められた場合には、「内心の自由」「教育の自由」が抑圧されかねません。また首相の靖国神社への参拝も、新憲法で認められた「社会的儀礼」の



範囲内だと強弁される可能性が高まります。君が代の斉唱押しつけに対する裁判、首相の靖国神社参拝に対する裁判が今も争われていますが、これらのたまたかの根拠が失われてしまいかねません。

緒方 抽象的な話にはなりますが、憲法が変えられると、国民の権利が制約されて義務がたく

さん課せられ、国家が国民の言論や行動を制約する場面が出てくると危惧しています。権利制約の一例として、私は憲法カフェなどで、「表現の自由」が制約されると、国会前デモなどでも、車道に人が出て二種の歩行者天国状態になったときに、車両の通行が制限される点で「公益及び公の秩序」に反するとして、国会前のデモが制約される可能性があるなどの話をしています。

そうやって私たちがこれまで勝ち取ってきた権利がどんどん狭められていく危険性があります。二〇一六年には密かに刑事訴訟法の改悪の法案も通って、国民への監視が、大幅に増えた構成要件の下で容易に行われるようになってしまいましたし、今は共謀罪の問題もまた出ています。今後、日本が監視社会になっていくのではないかとこの危機感が強くあります。

### ◇ 改憲勢力の動き

山田 では、改憲勢力はどのように改憲を進めていくのでしょうか。私から意見をいいますと、大阪維新の会が憲法を変える内容を前回の参議院選挙のときに挙げていました。その中に、高校の授業料無償化などを挙げていました。それが改憲の一つの方法の典型例というか策略かと思ったのは、憲法を変える必要がないのに変えたほうがいいですよというふうなことを言うのではないでし

ようか。抵抗感の少ないものから憲法を変えていくという方法でとりあえず変える。それで抵抗感をどんどん減らしていくというような方法はとられるのではないかと懸念しています。

**緒方** 二〇〇〇年代半ばに改憲の話が出てきたときは、全国で非常に多数の九条の会が結成されて、草の根の運動によって改憲を阻止することができました。しかし、最近、日本会議や改憲勢力もその手法に学んで、草の根での改憲の運動をしようとしてきているように思います。今年の前半、私たちは戦争法廃止のための二〇〇〇万人署名に取り組んできましたが、そのきっかけの一つが、改憲勢力が憲法を変えるための一〇〇〇万人署名を始めたことでした。改憲の署名では、神社の方が旗振り役を買って出て、神社に署名用紙を置いて集めることもありました。そういう草の根の改憲の運動の動きを私たちは見逃してはならないと思います。

改憲の幅広い動きに対抗するためにも、私たちは、一部の方だけではなく、幅広い方々に対して憲法は変えないほうがいいのだよ、今の政権で変えたら本当に危ないことになるのだよ、ということとをきちんと伝えていく必要があります。

**石井** 山田さんからお話があったように、維新は教育の無償化と道州制を主張していて、そこでは地方自治を変えるとか、憲法裁判所を設置して憲

法訴訟をしやすくするとか、何か話題になりそうなことを取り上げて、憲法を変えていくということとを言っています。

僕が一番危惧しているのは教育です。第一次安倍政権のとき、二〇〇六年に教育基本法が変わったのですよね。そこで愛国心みたいなものが出てきて、改正後、教育を受けた小中学生だった人がいま二〇代になっているということで、ちょうど合っているのですよ。その二〇代の過半数以上が前回の参議院選挙では与党に入れている。教育基本法の改正がこれとどこまで関連しているのかは何とも断定はできないのですが、どんどん教育のシステムを変えていくことによって、改憲勢力を支持してくれるような若い人を増やすことで改憲につなげていくのかと思います。

### ◇ 法律家として明文改憲をどう阻止するか

**山田** 次に明文改憲をいかに阻止するかということに移りたいと思います。今までの皆さんの活動なども踏まえながら意見交流をさせていただきたいと思います。特にわれわれは法律専門家です。憲法カフェなどで講師になってほしいとよく言われますが、そういうことも踏まえて何かご意見があればお願いします。

憲法カフェなどで私も講師をすることがあります。



いろいろ考えながらやっています。

今の社会に不満を持っている人というのはものすごく多いのだけれど、何が原因かということを理解するのは難しい。われわれでも難しいけれども、自分はこう考えているということを伝えていきたいと思っています。今こういう問題があり、それは何が原因なのかということをも自分なりに考えて、それは憲法を生かすことによってよくしていけるのだ、逆に憲法を変えたらさらに悪くなるのだというところを具体的に話すように私は考えています。

**緒方** 私は、法律家の責務として、よくわからない大変な法律が出てきたときは、わかりやすくかみ砕いて具体的に皆さんに伝え、一緒に反対の声を上げていくようにしていくことが大事だと思っています。二〇一五年は戦争法が非常に問題となりましたが、そういうときにわかりやすく法案の問題点を伝えることを心がけています。

すが、いま社会がどうなっているかというところとも絡めながら話していく工夫とか、いろ



現在の自民党改憲草案は、ある程度知識のある人が見たら明らかに「ヤバイ」と感じる内容だと思います。しかし、部分的に内容を変え、ややマジになったときに、世論が「これならいいじゃん」という方向に変わってしまわないかと危機感を覚えます。そうならないように、今の政権がどういう人たちが集まっていて、どんな考え方で、何をしてきたのかということをきちんと伝えていく必要があると思います。特に日本会議が偏った傾向の団体であるということも多くの方々に伝えることが重要です。

**岸** どのように憲法を伝えていくかということですが、憲法の学習会の講師をしていて思うのが、参加してくれた人で興味を持ってくれなかった人はほとんどいなくて、友達に誘われてきた人でも参加した人は、ちゃんと興味を持って今の政権ヤバイんじゃないかという話を聞いてくれるのです。なんで聞いてくれるのかと考えるのですが、それは一応、私が法律の専門家だからだと思うのです。

同じ内容を話すのでも誰が話すかによって説得力や人を動かす力は変わってくると思います。私たちは、何か特別なことをしているわけではないけれども、自分たちの言葉にも、案外、憲法を話題にする限りでは他人に訴えかける力があるのかもしれない。その意味では、あれやこれや作戦を

練るよりも何はともあれ専門家だと言われる私たちがたくさん話すことは大事なかなと思います。

一方で、もちろん実践的な工夫は必要だと思います。たまに子連れで来た人たちが、憲法カフェに参加することにも制約があるし、憲法カフェに参加したとしても、子どものが気になって憲法の話を中心して聞くことができないと言われるのですが、そういう人に配慮したこちらの伝え方というのも工夫していく必要があるのかなという気がしています。

**石井** どういう活動をしていけば憲法改悪が阻止できるかということですが、まずこの前の参議院選挙の二〇代、三〇代の過半数が与党に入れているという実態です。何年かすれば当然世代交代が進むわけで、与党を支持する層が増えつつある。

もちろん、そこには経済的格差の問題とか、未来への不安とか、子育てへの不安とかもあるけれども、やっぱり与党に入れたということで、まずそれはなぜなのかということの分析をしていかなんといけないと思います。では、憲法があるから今の社会の不満が出てきたかというところ、そうじゃないということですね。山田さんがおっしゃってましたが、憲法がちゃんと活用されないで、いろいろところで骨抜きにされているところがある、だからこそ経済的格差の問題とか、教育の

格差の問題が出てくるわけです。

いま起きている奨学金などの問題や保育園に入れない問題も、何でそんな問題が出てきたのかというと、憲法がちゃんと活用されていないからです。本来の憲法が求める教育を受ける権利というのがちゃんと法律で生かされていれば、そんな問題は起きなかつたわけです。それをちゃんと伝えていく。それは全ての世代に伝えていくことが大事であり、それを続けていくしかないと思います。もちろん、それは一人や二人でできるものではないので、それを伝えられる法律家を増やす必要もあります。今後の十数年というのは、憲法を変えたくないという人たちにとっては、ある意味大変な試練のときでもあると思うし、やりがいがあるとも言える時代だと私は思っています。

**岸** 石井さんのおっしゃった今は試練の時代だという点は、裏返せばチャンス这个时代ともいえると思います。例えば、労働基準法というのがありますが、あれもともと資本主義が発展して、みんなが目茶苦茶な働き方をしている中で、子どもと女性の権利がどんどん侵害されていって、このままではこの国は成り立たないというような状況が生まれてきたときに、これは何とかしなきゃいけないというところで労働者保護法が生まれてきたのだと理解しています。

一方で、不当な政策の結果、我々の権利が実現

されたこと

もありま  
す。例えば  
教育を受け  
る権利につ  
いても、戦  
争をしてい  
く中で政権



が全体主義的な教育を国民全員に行き渡らせなければいけないということで、女性に対しても教育を受ける権利を拡大したのだと思います。もちろん全体主義はいわゆる男性優先で、全体主義でなければ女性の権利が実現しなかつたとは決していけないと思います。とはいえ歴史的にみると、状況をよく見定めて闘いを続けていけば、ひどい政権の下でもこちらに有利に権利を獲得できるという状況が少し生まれてくる場合があるのではないかと思っています。改憲の話についても、社会の不満が広がっていく中で、その声がどんどん高まっていくと、改憲勢力のほうでも、さすがにこれで改憲することはできないという方向にく可能性がないこともないのかなというふうに思います。楽観的な見方かもしれませんが。

**山田** どのように憲法改憲をさせないかと考えたときに、政治家というのは誰かなということをお私に考えています。いま政治家というと、一般的

には議員のことを言うと思うのですが、政治に携わる人という意味では、本来国民全員政治家であるべきだし、政治家であつていいのだからと思うのです。法律のことや憲法の話は専門家でない話話してはいけないことではないわけですし、もっと国民に身近なものにしなければいけない。国民一人一人がこの憲法はいいよねとか、憲法のこの条文はすごく重要だよねということを気軽に話せるような日本にしなきゃいけないと思つてい

わけです。  
われわれは法律専門家であつて、まず憲法はどういうものなのかということをかみ砕いてわかつてもらう一義的な情報提供機関かなというふうに思っています。そういう意味では国民の皆さんに第一義的にお伝えする責務は持つているのかなとは思つのですが、そこからぜひ、国民の皆さんには、憲法のことを一緒に話す仲間になつてほしいわけですね。われわれの話聞いてくれた人という憲法はいいよね、みたいな話をしつていき、その人たちが、ここはわからないのだけどもとつて、そこは私が勉強したからほかの人に伝えますよとか、わかるところでやればいいし、別に間違つていても構わないわけですね。

そういうことを積み重ねることによって、憲法が何たるかということをもっとみんなわかつていくし、知つた結果、憲法を変えなきゃいけないと思つて人

が出てきても、それは民主主義の発展としてはいいことだと思っただけです。だから、まず憲法について知ってもらって、皆さんが思ったことを話し合っただけでいい。それをまた皆さんからほかの人に伝えてほしい。そういうやりとりをつなげていく学習会をやっていくかなければいけないなど考えています。僕は、憲法はいいものだと思っただけで、そういうふうには積み重ねていけば、やはり憲法っていいなと思ってくれる人が増えるのではないかなと思うし、そのように自信の持てる憲法だと思えます。

**大山** 青法協に絡めて言えば、修習生の会員は部会を作り、憲法の理念は素晴らしいという前提で学習会などを企画しています。まさに憲法の理念に沿った活動をする仲間を増やそうということを実践しているのが修習生会員であり、それを支えているのが修習生委員会であって、山田さんが今おっしゃったようなことは、青法協は常に意識して取り組んでいると言えるのかもしれませんが。

**山田** 時間の関係もありますので、永山先生、明文改憲というテーマに関して最後にお願ひいたします。

**永山** 何人かの方からも出ていた言葉ですが、「生かす」ということでしょうか。明文改憲に対抗する側が「憲法が変えられたときにどういう日本になるだろうか」という問いかけをすると、一つは



現状からの落差を考えますよね。いまがこうで、改憲されるとこうなるという落差ですね。しかし、生かすというのは、現状がまだ十分に届いていないところにむかった希望のことです。そこ改憲されたところの落差とのあいだにはもった大きい落差があるわけです。

貧困で苦しんでいる人に対し、憲法を変えたらもっと大変になるよという言い方をするのもわかるのですが、貧困で苦しんでいる人にとっては、何か知らないけど変わるのだという希望があるとも言えるわけです。ですから、あるべき生かす目標と変えられてしまった後の仮想現実とのあいだの落差ということを、私たち法律家が明確にしていく。苦しんでいる人にとっては、変わったほうが何かいい目が出るのではというふうに思っている面もありますから、そこは気をつけなさいといかないと聞いていて思いました。

(次号へ続く)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円（税込）

# 改憲派議員の正体を探る

東京 菊地 智史

昨年一月以降、両院の憲法審査会で実質審議が再開されました。いわゆる「改憲勢力」が戦後初めて衆議院・参議院でそれぞれ三分の二を占めるに至った状態での審議となります。両院の憲法審査会は国会法により、「憲法改正原案」を審査し(国会法(〇二条の六)、両院に提出する(同法(〇二条の七))権限が与えられています。それだけ強い権限が与えられた審査会であるにもかかわらず、改憲に意欲を示す議員は憲法に関する基本的理解を欠いた発言を続けています。こうした議員の発言について、四号にわたって批判的に取り上げ、解説していきます。

【憲法委員会】

## 1 総論

本稿では、参議院憲法審査会(二〇一六年二月一六日、第一九二回国会)会議録を分析し、そこで発言した改憲派議員がどのような人々なのかを探る。

具体的には、まず、公開情報を用い、公明党以外の改憲派議員による特定の政治勢力への関与と

いう共通点を示す。その後、数人の改憲派議員の発言に共通する主張を「押しつけ憲法論」「変化という詭弁」という二つの視点から検討し、その実態を明らかにする。

## 2 特定の政治勢力への関与

自民党では、中川雅治議員が、「日本会議」という復古的な改憲を目指す政治勢力の国会議員懇

談会に所属、(成澤宗男編著『日本会議と神社本庁』(以下、「成」)、同会議に向けて設立二〇周年記念の祝辞を送る(日本会議HP)。また、磯崎仁彦、高野光二郎、阿達雅志、舞立昇治の各議員も国会議員懇談会に所属(成)。日本のこころの中山恭子議員も所属し(成)、第一八回公開憲法フォーラム(日本会議HP)に登壇。無所属クラブの松沢成文議員も所属し(成)、日本会議会長の田久保忠衛氏と名誉会長の三好達氏が共同代表の「美しい日本の憲法を作る国民の会」設立総会に参加(日本会議愛知FB)。自民党の山下雄平議員は、日本会議唐津支部の顧問だ(同支部ブログ)。

そして、直接的な関与が確認できない議員についても、自民党では堂故茂議員、滝波宏文議員が密接な関連団体である神道政治連盟の国会議員懇談会に所属(神政連WEBNEWS)。松川るい議員は日本会議大阪女性の集いに参加(同議員FB)、古賀友一郎議員は女性の会定期総会で挨拶(日本会議長崎ブログ)。

維新の会では、浅田均議員が、日本会議代表委員の加瀬英明氏が会長で前出の田久保氏が顧問の「体罰の会」に所属。片山大介議員については、彼を応援する三木圭恵議員が公式ブログに日本会議という項目で二五本もの日記を残す(三木議員公式ブログ)。

以上、濃淡の差はあれ、発言をした公明党以外

の改憲派議員は皆、何らかの形で日本会議という政治勢力に関与している。

### 3 「押しつけ憲法論」に潜む 現行憲法否認のイデオロギー

中川議員は、現行憲法の成立過程において「日本の主権が制限された中……国民の自由な意思が……反映」されなかったといひ、中山議員も同様に、所謂「押しつけ憲法論」を主張する。浅田議員もかかる主張を前提に「特定のイデオロギー」に偏らない改憲をいう。帝国議会の審議と修正を経た成立であることは、徹底して軽視される。

百歩譲ってかかる「手続きの瑕疵」論に理があるかと仮定しても、手続きが問題であれば、理論的には、改憲でなく現行憲法と同内容の憲法を新たな手続きで制定すれば足りる。そうすると、改憲派が憲法内容改変の理由となり得ない「押しつけ憲法論」を言い立てる動機は別にある。

ここで、樋口陽一著『日本国憲法』まっとうに議論するために「は、「当時の『日本国政府』にとつては、当初想定していなかった内容のものを「押しつけられた」……民主主義的傾向を構成していた人たちにとっては、歓迎された」と述べ、現行憲法を「押しつけられた」と感じたのは民主的な価値観で構成された現行憲法を歓迎しない勢力だといふ。

成る程、「押しつけられた」とは、「余計」なものを与えられたという否認の価値判断を含む。そして、戦前・戦中との連続性を完全に遮断されなかった当時の支配層が、国民支配につき面倒な障害であるという意味で「余計」な民主的な価値観で構成された現行憲法を「押しつけられた」と考えたことは想像に難くない。そして、現代において現行憲法を「押しつけられた」「余計」なものだと否認しようとする人々の目的は、民主的な価値観という彼らにとり面倒な障害の除去にあろう。

以上のように、「押しつけ憲法論」とは、手続きの瑕疵の修正という動機に発する主張ではなく、実際には「余計」な現行憲法の否認というイデオロギーに発する主張だと捉えられる。そして、かかるイデオロギーに発する改憲は、民主的な価値観を否定するものとなり、民主制による繁栄を享受すべき国民にとり端的に不利益のみをもたらさざらう。

### 4 「変化」といふ詭弁

中川議員は、「不安定な国際社会や東日本大震災など国内外の情勢の激動」を挙げ、また堂故議員は「少子高齢化、人口減」等を挙げ、時代の變化により改憲の必要性が生じたといふ。

しかし、かかる主張は詭弁である。なぜなら、これまでも我が国は、国際的には

冷戦という恒常的な緊張状態やベトナム戦争等の大事件を、国内においては阪神淡路大震災等の大災害を経験してきた。かかる現実から見れば、国際関係の緊張や国内の大災害といった事象は現在に特有の「変化」ではなく、戦後一貫して現行憲法の下で我が国が対処してきた「普遍」的事象である。勿論、これらの事象への対処は容易でなく、数多の命が失われた事実私達の胸は痛む。しかし、私達国民がかかる事象につき、現行憲法の価値観に基づく絶え間なき努力により「普遍」的に対処してきた事実は動かさない。

同様に、少子高齢化や人口減といった人口構成の変動も、改憲が必要な「変化」とはいえない。団塊の世代を生んだ第一次ベビーブーム等の人口構成の変動にも、特段改憲を必要とすることなく現行憲法の下で「普遍的」に対処してきた事実がある。

以上のように、「変化」故に改憲が必要であるという主張は、「普遍」という現実から目を背け個々の事象を改憲という目的のために政治利用する論法であり、非現実的である。かかる論法はむしろ、私達国民が戦後七〇年間一貫して現行憲法の下で様々な大事件を経験し、苦しみを乗り越えて一生懸命に生きてきたという切実な歩みへの冒瀆といえよう。そして、イデオロギー実現のために喜々として国民を冒瀆する人たちが国民の幸福を

真剣に考えているとは思えない。

## 5 結論

以上より、改憲派議員の正体は、日本会議という政治勢力に閥与し、現行憲法否認というイデオロギーに貫かれ、その実現のため「変化」という詭弁を弄する人々であることが明らかとなった。

特定の政治勢力を代弁し、民主的な価値観を否認し、国民の歩みを冒瀆する——そんな人々に、改憲を任せるわけにはいかない。

## 今後の日程

### 【第48回定時総会】

\*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東京

### 【第16回人権研究交流集会】

\*2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

3月23日(木) 16時～ 青法協本部

### 【修習生委員会】

3月16日(木) 10時半～ 青法協本部

### 【広報委員会】

3月29日(水) 18時～ 青法協本部

各種企画につきまして  
は、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



## 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

## 編集後記

▼オール沖縄のよう  
に一致点での共闘が全国  
に急速に広まったこと  
は画期的です。各地で  
の共闘の程度は異なり、

様々な分断・破壊の策動も常にあり、楽観視できませんが、粘り強く共闘することが大事と思います。▼そうした中、安倍政権が成立を目指すのが「共謀罪」。先日の集会では「現代の治安維持法」というノボリがありました。その危険性については言うまでもありません。様々な市民・団体が結集する中にスパイを潜り込ませ、弾圧するのに「共謀罪」はピッタリです。いかに反対の世論を急速に広げるか、ここでも共闘の流れが続いています。所属事務所の憲法委員会でも当面の最大課題としました。▼「共謀罪」では印象悪いためか、「テロ等準備罪」と称していますが、残業代ゼロ法案を「高度」云々(うんぬん)と称したように、名称を変えて宣伝するのは政権の常套手段です。オリンピックも関係なく、火事場泥棒です。「本物の法律家」でもある国会議員とともに奮闘したいところです。(中川勝之)